

歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

2025年3月10日

厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

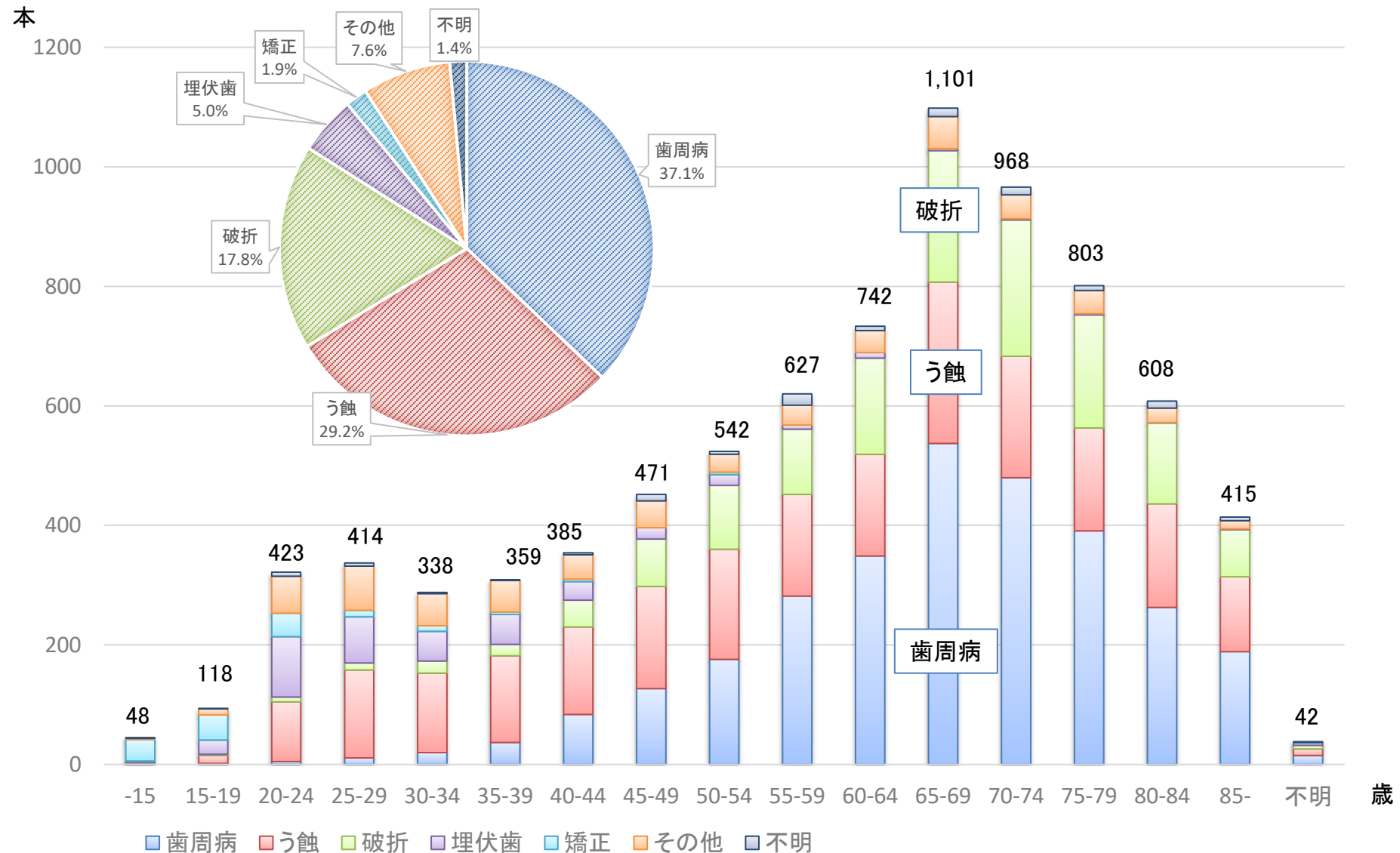
本日の内容

- 歯科口腔保健を取り巻く状況について
- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組等について

年齢階級別抜歯数

中 医 協 総 - 3
3 1 . 4 . 2 4

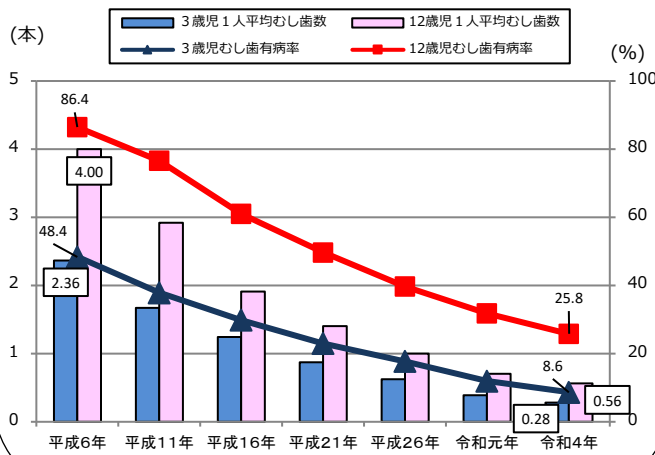
- 抜歯の原因で、最も多いのは、歯周病(37.1%)、次いでう蝕(29.2%)、破折(17.8%)の順であった。
- 抜歯は65歳～69歳で最も多く、抜歯全体の45%は、60～80歳に行われる。



歯科保健医療を取り巻く状況

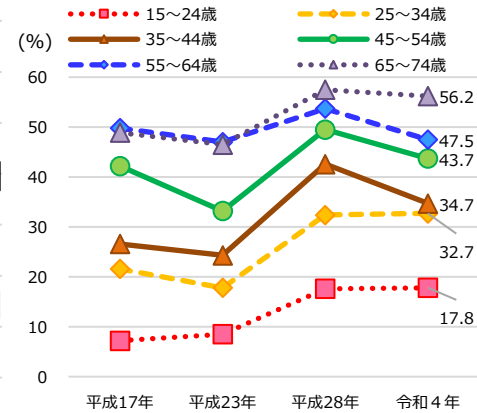
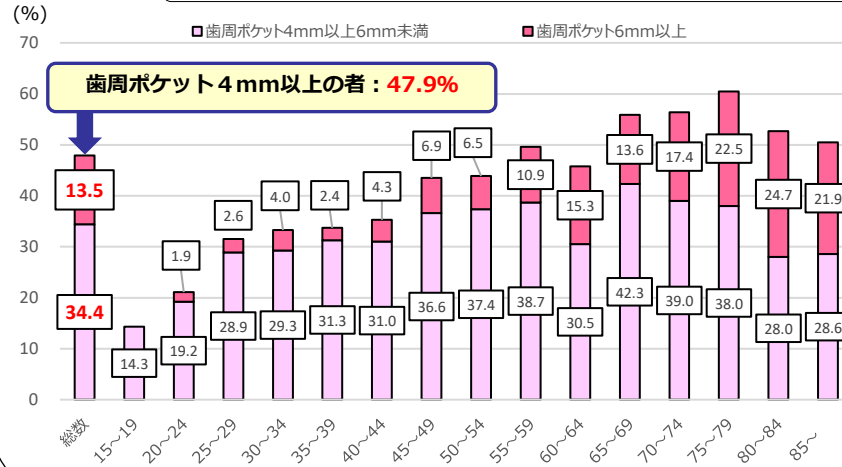
- 小児のむし歯は減少＜①＞。他方で、2人に1人は中等度以上の歯周病に罹患し、その割合は改善していない＜②＞。
- 2人に1人以上は過去1年間に歯科検診を受診＜③＞。高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する高齢者の割合は増加＜④＞。
- 2人に1人以上は80歳で20本以上歯を保つ8020（ハチマル・ニイマル）達成者＜⑤＞。

① 3歳児及び12歳児の一人平均むし歯数及びむし歯有病者率は年々減少



出典：地域保健・健康増進事業報告、学校保健統計調査

② 2人に1人は中等度以上の歯周病（歯周ポケット4mm以上）に罹患し、改善していない



出典：歯科疾患実態調査



乳幼児期



学齢期

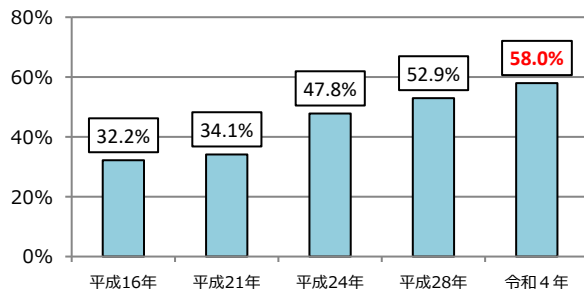


成人期



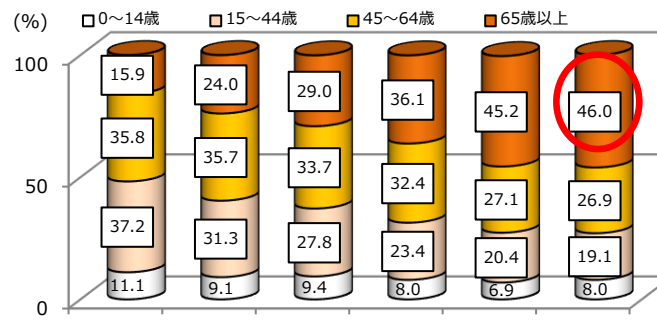
高齢期

③ 2人に1人以上は過去1年間に歯科検診を受診



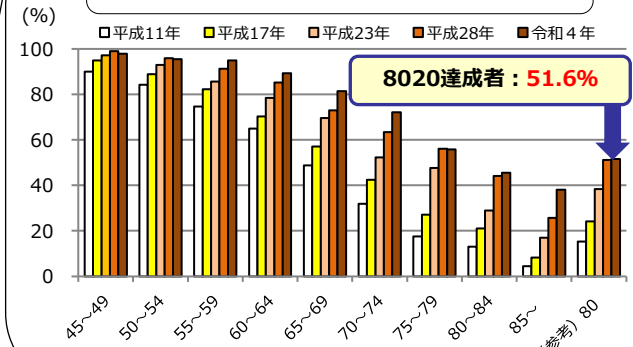
出典：国民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査（令和4年）
注）国民健康・栄養調査は20歳以上が対象

④ 歯科診療所の受診患者の約4割以上が65歳以上



出典：患者調査

⑤ 20本以上歯を有する者の割合は増加
2人に1人以上は8020達成者



出典：歯科疾患実態調査

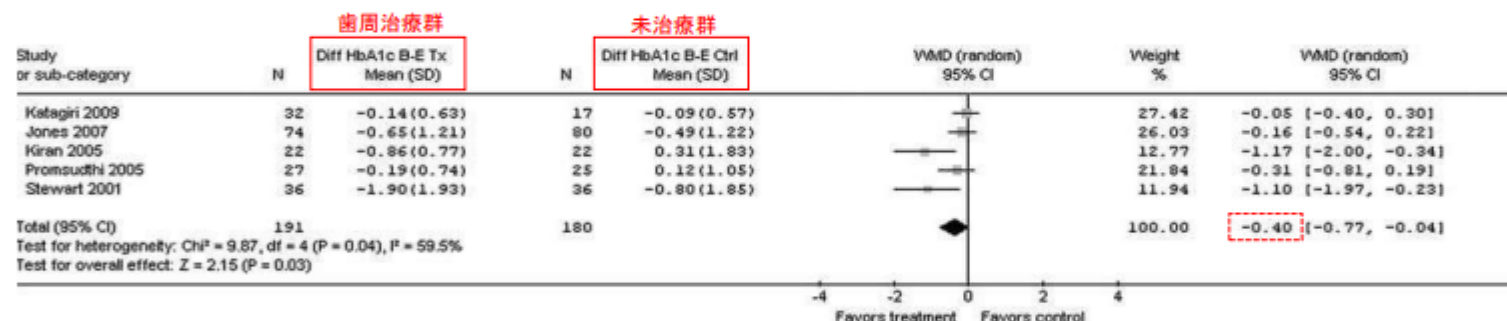
糖尿病診療ガイドライン2019（日本糖尿病学会）

- 歯周病は、慢性炎症として血糖コントロールに悪影響を及ぼすことが疫学的に示されている
- 2型糖尿病では歯周治療により血糖が改善する可能性があり※、推奨される（推奨グレードA）《参考1》
（※文献の相違があるものの、共通して歯周基本治療後に、HbA1cが0.29～0.66%低下することが示されている）

糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン 改訂第3版 2023（日本歯周病学会）

- 1型・2型糖尿病患者は非糖尿病患者と比較して有意に歯周病の発症率が高い
- 血糖コントロールの不良な糖尿病は歯周病の進行に関与する危険因子であり、歯周病を悪化させる
- 糖尿病を有する歯周病患者に対して、歯周基本治療は HbA1c の改善に有効であり、歯周基本治療の実施を強く推奨する
（エビデンスの確実性：高 推奨の強さ：強い推奨）

○歯周治療による血糖コントロール改善効果：歯周治療による炎症性サイトカイン低下により、インスリン抵抗性の改善が促されと考えられている



《参考1》出典:Teeuw WJ, Gerdes VE, Loos BG: Effect of periodontal treatment on glycemic control of diabetic patients: a systematic review and meta-analysis. Diabetes Care 33: 421-427, 2010

○糖尿病患者の歯周病発症率：口腔乾燥による自浄作用低下や、歯周病細菌に対する抵抗力の低下等により、歯周病の発症率が有意に高い（「第6の合併症」とされる）

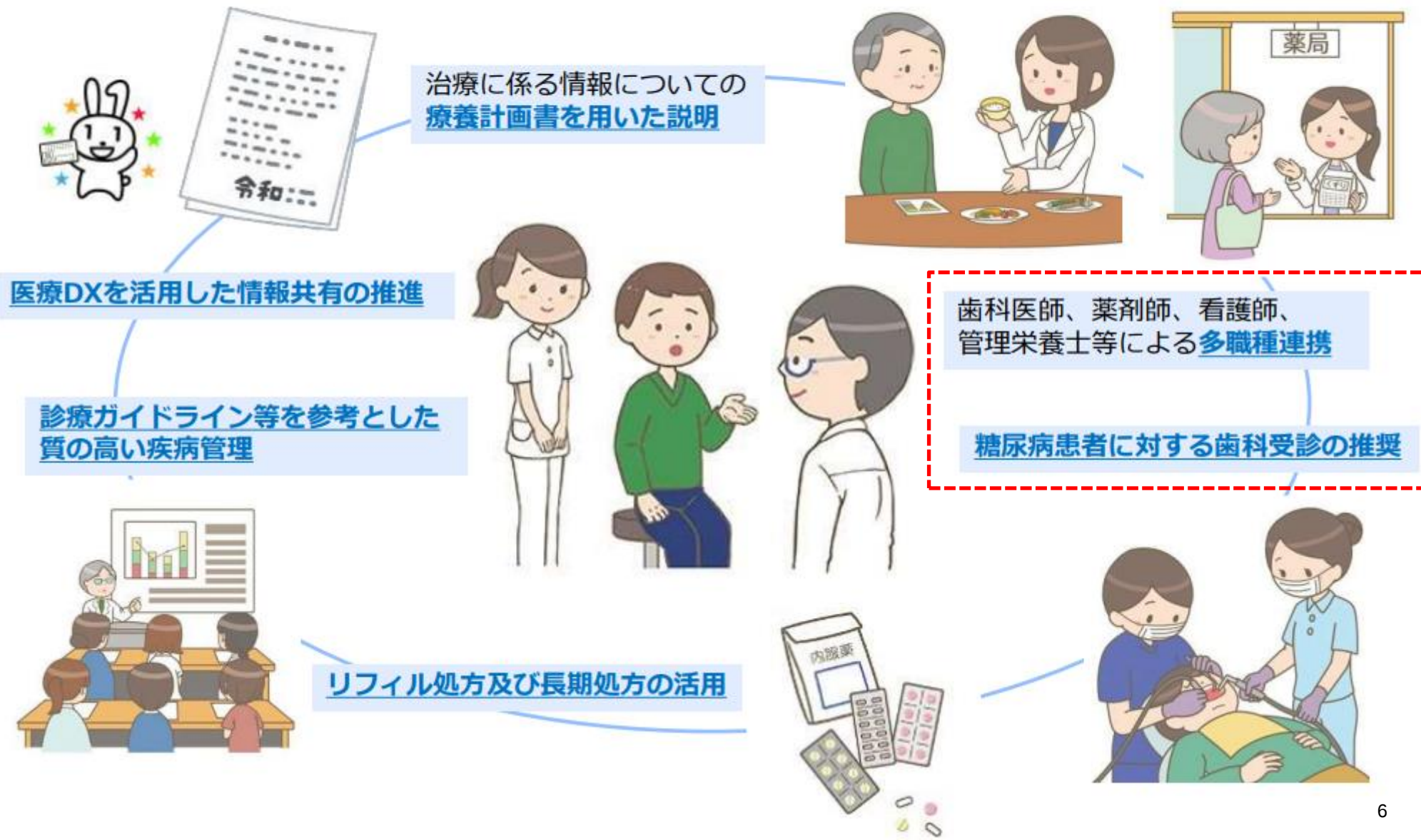
	N	Relative Risk	95%CI	p value	Relative Risk	95%CI	p value
HbA1c							
< 6.5%	5,796	1			1		
≥ 6.5%	150	1.47	1.25-1.73	0.001	1.17	1.01-1.36	0.038
Body Mass Index (BMI)							
< 22	2,319				1		
22-25	2,153				1.12	1.04-1.22	0.005
25-30	1,244				1.23	1.12-1.34	0.001
> 30	140				1.41	1.16-1.70	0.001
Smoking status							
Never smoked	2,484				1		
Former smoker	1,360				1.12	1.02-1.24	0.022
Current smoker	2,012				1.52	1.40-1.66	0.001
Sex							
Men	4,511				1		
Women	1,345				0.90	0.81-1.00	0.044
Age, yrs							
					1.03	1.02-1.03	0.001

健診受診者5,856人を対象とした調査で、HbA1c≥6.5%の群で歯周病の発症率に係る相対危険度が1.17倍（性別・年齢・喫煙・BMIによる調整後）であることが示された。

《参考2》出典:Morita I, Inagaki K, Nakamura F et al Relationship between periodontal status and levels of glycated hemoglobin. J Dent Res 91: 161-166, 2012

生活習慣病に係る疾病管理のイメージ

- 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組のイメージは以下のとおり。



① 高齢者における血漿中抗 *Porphyromonas gingivalis* 抗体価と心房細動との関連（研究分担者：葭原明弘先生、岩崎正則先生）

研究概要（分担研究報告書より）

研究目的：全身性炎症が心房細動の主要な原因の一つであるとともに、歯周病による局所の炎症が全身性炎症を惹起し、様々な全身疾患に影響を及ぼすことが示唆されている。そこで、血漿中抗 *P. gingivalis* 抗体価を用いて、歯周状態と心房細動の関連性を明らかにする。

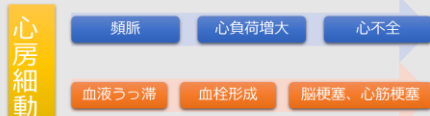
研究方法：2012～2014年の魚沼コホートのベースラインデータを用いた横断研究。

考察：ロジスティック回帰分析の結果、抗*P.g*抗体価高値群で、心房細動の既往のある者が多かったが、因果関係は明確ではない。

結論：歯周病原細菌に対する血中のIgG量が高いことと心房細動の既往に関連があることが示唆された。

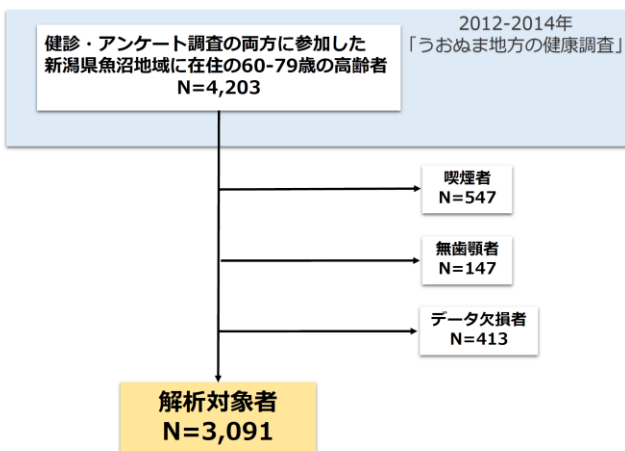
心房細動

- 心不全や心原性脳梗塞、心筋梗塞などの原因となる疾患



*Porphyromonas gingivalis*に対する血中抗体価

- 歯周病の臨床的指標と相関性がある (Kudoら 2012)
- 歯周病と全身疾患の関連性を示すより有用な指標である (kysekr 2016)



心房細動の既往の有無を目的変数としたロジスティック回帰分析

説明変数	オッズ比 (95%信頼区間)	P値
抗 <i>P. g</i> 抗体価高値 (>第三四分位数)	2.13 (1.23-3.69)	0.007
年齢	1.04 (0.99-1.10)	0.136
性別 (男性)	2.66 (1.38-5.14)	0.004
BMI (≥ 25 kg/m ²)	1.26 (0.69-2.31)	0.453
収縮期高血圧 (≥ 140 mmHg) or 服薬	2.35 (1.23-4.49)	0.009
HbA1c ($\geq 6.5\%$) or 服薬	1.19 (0.54-2.62)	0.670
Non-HDL-C (<130 or 189< mg/dl) or 服薬	1.25 (0.72-2.17)	0.420
飲酒 (2合/日以上)	1.16 (0.47-2.86)	0.751
狭心症の既往	0.47 (0.06-3.60)	0.464
心不全の既往	4.26 (0.44-40.89)	0.209

第10回循環器病対策推進協議会 資料1より引用・改変

令和4年度 厚生労働科学研究
「成人期における口腔の健康と全身の健康の関係性の解明のための研究」の研究報告

② 健康寿命の延伸・短縮要因に関する研究－現在歯数および口腔ケアと健康寿命との関連：大崎コホート 2006 研究－

(研究分担者：辻一郎先生)

研究概要 (分担研究報告書より)

研究目的：コホート研究により、現在歯数および口腔ケアと健康寿命の関係を明らかにし、現在歯数および口腔ケアにより健康寿命がどの程度延伸しうるかを定量的に検討する。

研究方法：2006年12月の調査から13年間の追跡期間中における、口腔内の状況及び口腔ケアの取組等と健康寿命（要介護発生、死亡情報などを考慮）との関係について解析した。

考察：男女ともに現在歯数が少ないほど健康寿命が短かったが、現在歯数が短い場合でも、口腔ケアの実践により健康寿命が延伸しうる可能性が示された。一方、すべての対象者が要介護認定を申請しているかは不明で検出バイアスは否定できない等の限界がある。

結論：より多くの歯を保持することや口腔ケアの実践は、健康寿命の延伸と関連がみられた。

歯数の減少した高齢者において、2 回以上/日の歯磨き・義歯の使用を行っていた群は、そうでない群と比べ健康寿命が長い

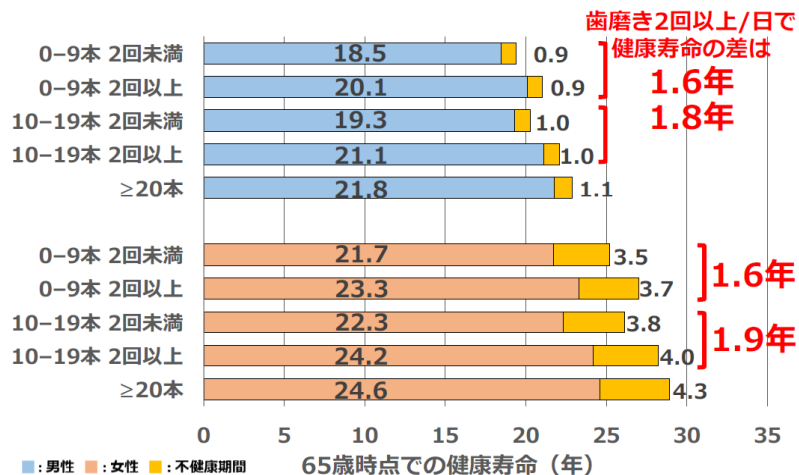


図1 現在歯数および歯磨きと健康寿命との関連

第10回循環器病対策推進協議会 資料1より引用・改変

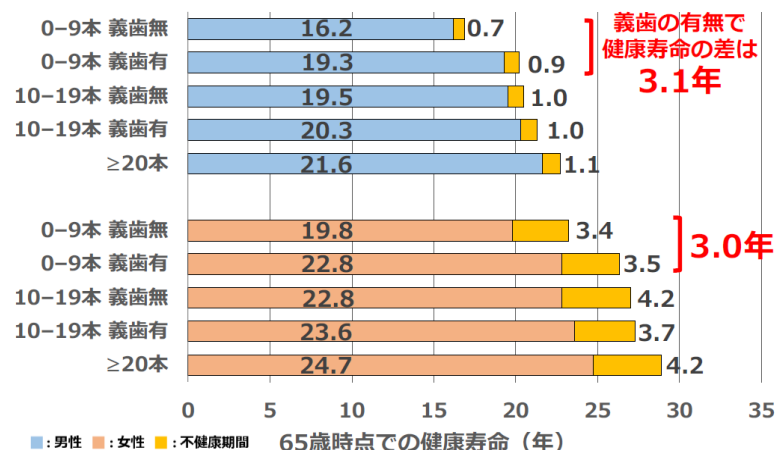
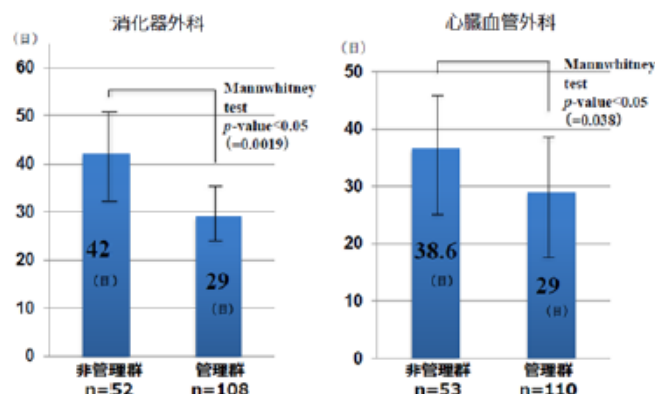


図2 現在歯数および義歯使用と健康寿命との関連

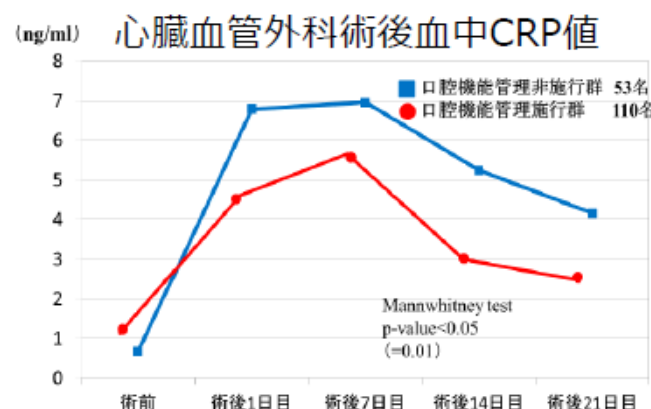
- 入院患者や要介護者の口腔の管理を行うことによって、在院日数が削減されたり、肺炎発症を抑制することなどが明らかになっている。

入院患者に対する在院日数削減効果



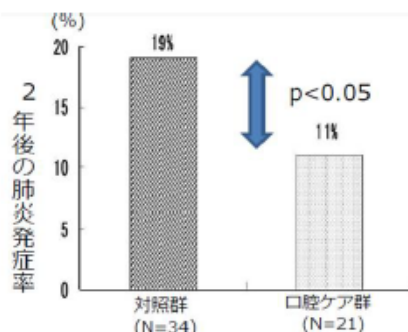
出典：第84回社会保障審議会医療保険部会 (H26.11)
堀憲郎委員提出資料
千葉大学医学部附属病院における介入試験結果

術後の回復過程に及ぼす効果



出典：第84回社会保障審議会医療保険部会 (H26.11)
堀憲郎委員提出資料

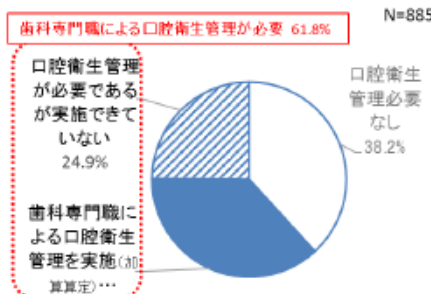
要介護者に対する肺炎発症の抑制効果



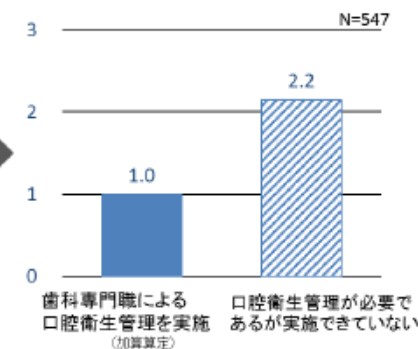
Yoneyama et al. :Lancet;1999

体重減少のリスクと口腔衛生管理の関係

入所者の口腔衛生管理の必要性和提供状況



体重減少のリスクと口腔衛生管理の関係



出典：令和元年度 老人保健健康増進等事業 「介護保険施設等における口腔の健康管理等に関する調査研究事業報告書」の数値を再分析

＜骨太の方針＞ 経済財政運営と改革の基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）（歯科関連）（注：下線は主な変更箇所）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携を始めとする多職種間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用
の推進、各分野等における歯科医師の適切な配置の推進により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に
取り組むとともに、有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進する。

※第2章 8.（1）「歯科巡回診療」の推進についての記載あり

※第2章 8.（2）「災害派遣医療チーム（DMAT）等」の注釈として、「日本災害歯科支援チーム」の記載あり

※第3章 3.（3）「歯科保健教育」の推進についての記載あり

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

現行の歯科健診（検診）の体制

○各ライフステージにおける歯科健診の制度

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	◆ 市町村が実施義務を負う
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎学年実施	◆ 学校が実施義務を負う（※大学を除く）
妊産婦	妊産婦歯科健診	母子保健法	市町村	妊産婦	◆ 母子保健法に基づき市町村が努力義務で実施 ◆ 平成10年度から地方交付税措置
74歳以下	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	20、30、40、50、60、70歳	◆ 健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が努力義務で実施 ◆ 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施 ◆ 令和6年度から20、30歳を追加
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	◆ 事業者が実施義務を負う
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	◆ 後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである ◆ 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）を参考に実施

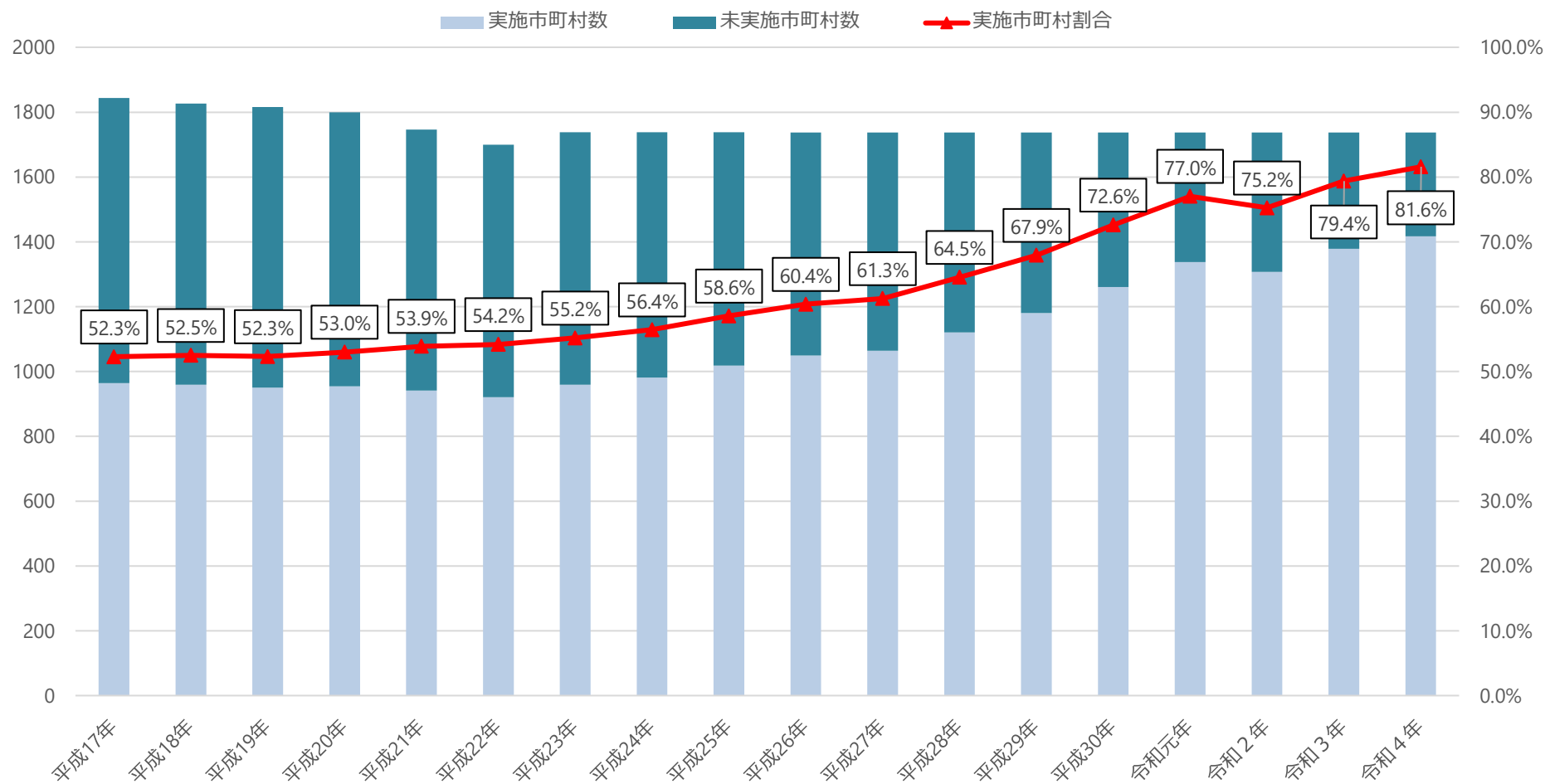
○歯科保健課の予算事業による歯科健診【令和5年度拡充】

歯科健診事業（都道府県等口腔保健推進事業）：市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

就労世代の歯科健康診査等推進事業：歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

歯周疾患検診の実施状況（実施年別）

歯周疾患検診を実施している市町村数と割合



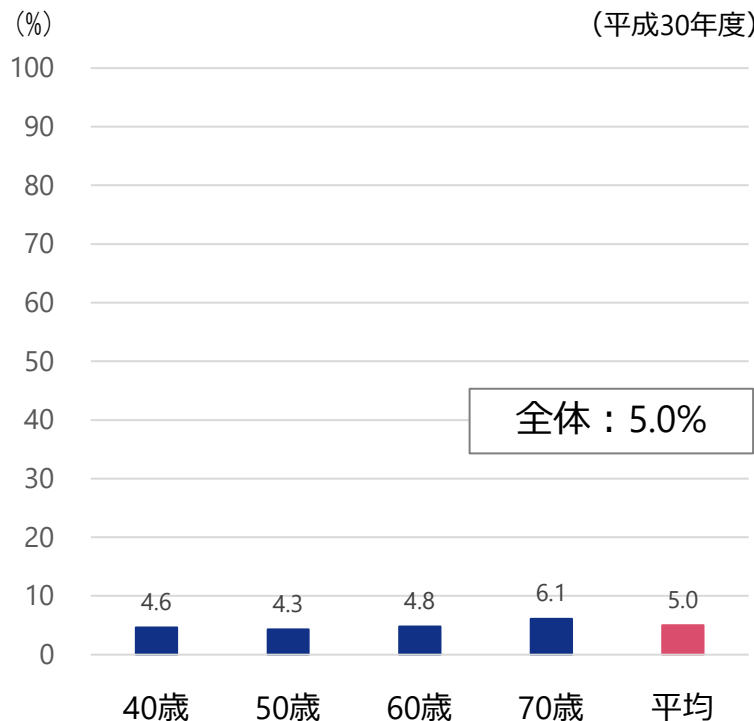
歯科健診（検診）の受診状況①

歯周疾患検診の受診率と過去1年間に歯科検診を受けた者の割合の比較

○歯周疾患検診受診者の割合は5.0%である一方で、約半数以上が過去1年間に歯科検診を受診している。

【歯周疾患検診受診者の割合（受診率）】

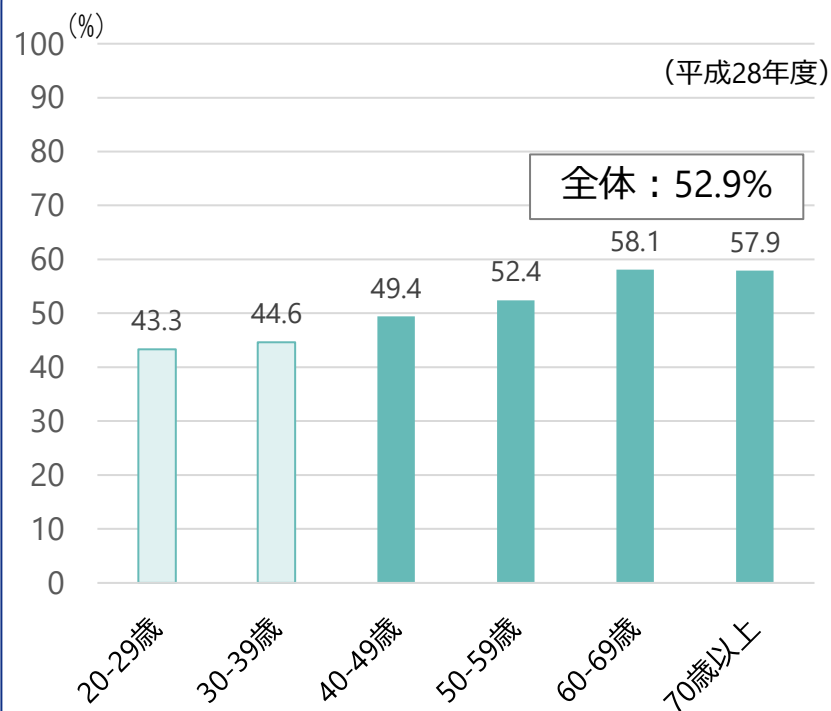
（平成30年度）



（出典：令2年度歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業）

【過去1年間に歯科検診を受けた者の割合】

（平成28年度）



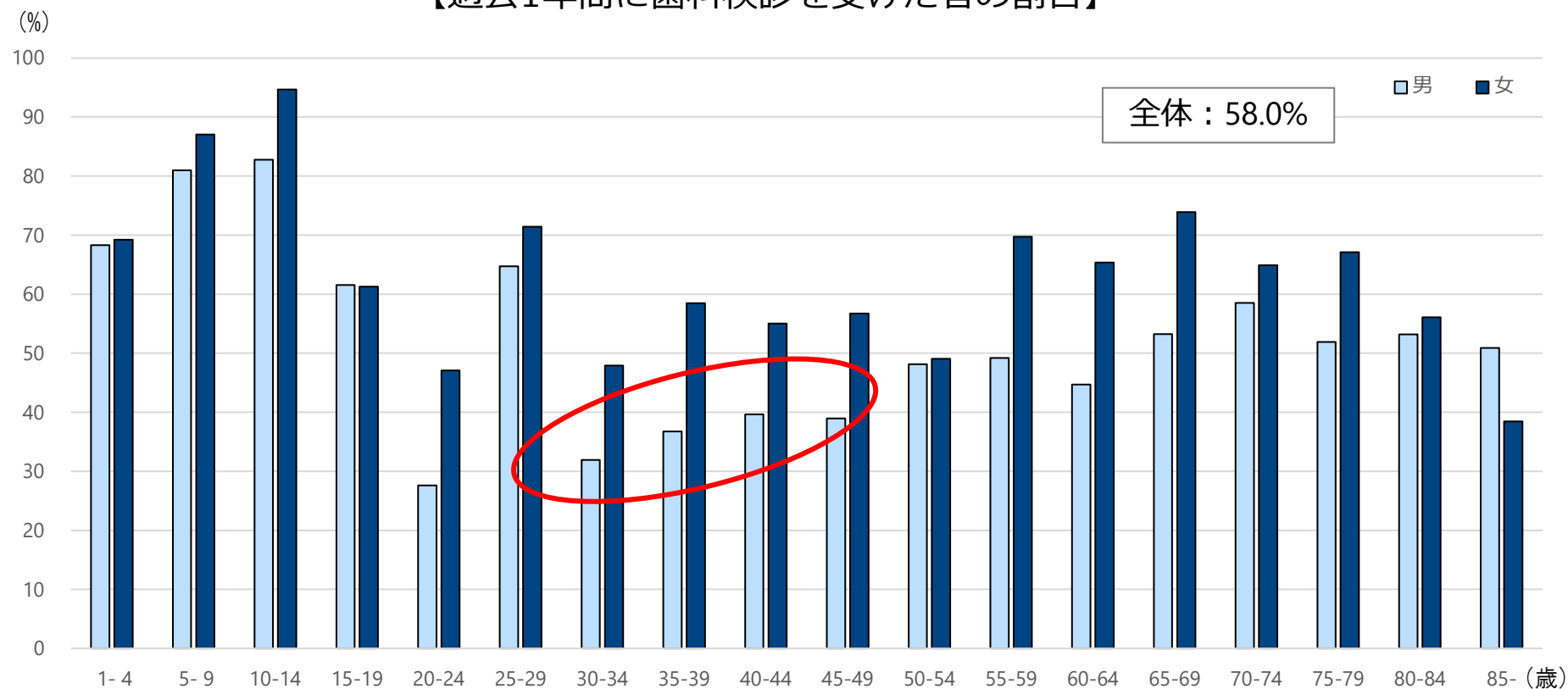
※過去1年間に歯科検診を受診した者：自記式調査票において、「あなたはこの1年間に、歯科検診を受けましたか。」という質問に「受けた」と回答した者

（出典：国民健康・栄養調査）

歯科健診（検診）の受診状況②

- この1年間に歯科検診を受けましたかという質問に「受けた」と答えた者の割合は、全体で58.0%であった。
- 特に男性の30歳から50歳未満の年齢階級において、歯科検診を受診している者が低い傾向にあった

【過去1年間に歯科検診を受けた者の割合】



就労者の口腔保健行動

定期歯科検診を受診しない理由等

- 第3次産業の就労者を対象とした口腔保健行動に関する調査を行った研究では、定期歯科検診受診について、「検診有群」が28.3%、「検診無群」が71.2%と、国民健康・栄養調査よりも低い結果となっている。
- 「検診無群」で、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が半数以上を占め、次が「必要性が不明」であった。

■ 調査方法

大阪府堺市西区に所在する第3次産業（中小企業や個人商店）で就労する者647名にアンケート調査を実施、378名から回収。

【対象者の年齢構成】

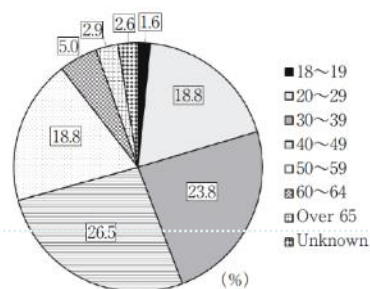


Fig. 3 Age ratio

【対象者の業種の割合】

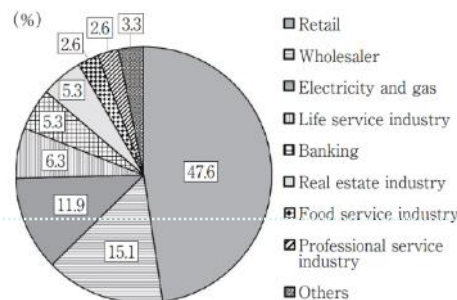


Fig. 4 Industry type ratio

■ 結果：定期歯科検診を受診しない理由

Table 1 The reason not to receive regular dental examination in the non-dental examination group

	Total (n=268)	Male (n=169)	Female (n=99)
No time	155 (57.8%)	101 (54.8%)	54 (20.1%)
No necessity	40 (14.9%)	25 (9.3%)	15 (5.6%)
High cost	39 (14.6%)	22 (8.2%)	17 (6.3%)
No family doctor	17 (6.3%)	7 (2.6%)	10 (3.7%)
Others	29 (10.8%)	11 (4.1%)	18 (6.7%)

■ 結果：定期歯科検診の受診状況

- ・ 検診有群：107名（28.3%、男性：47名、女性：59名、性別未記入：1名）
- ・ 検診無群：269名（71.2%、男性：169名、女性：99名、性別未記入：1名）

本日の内容

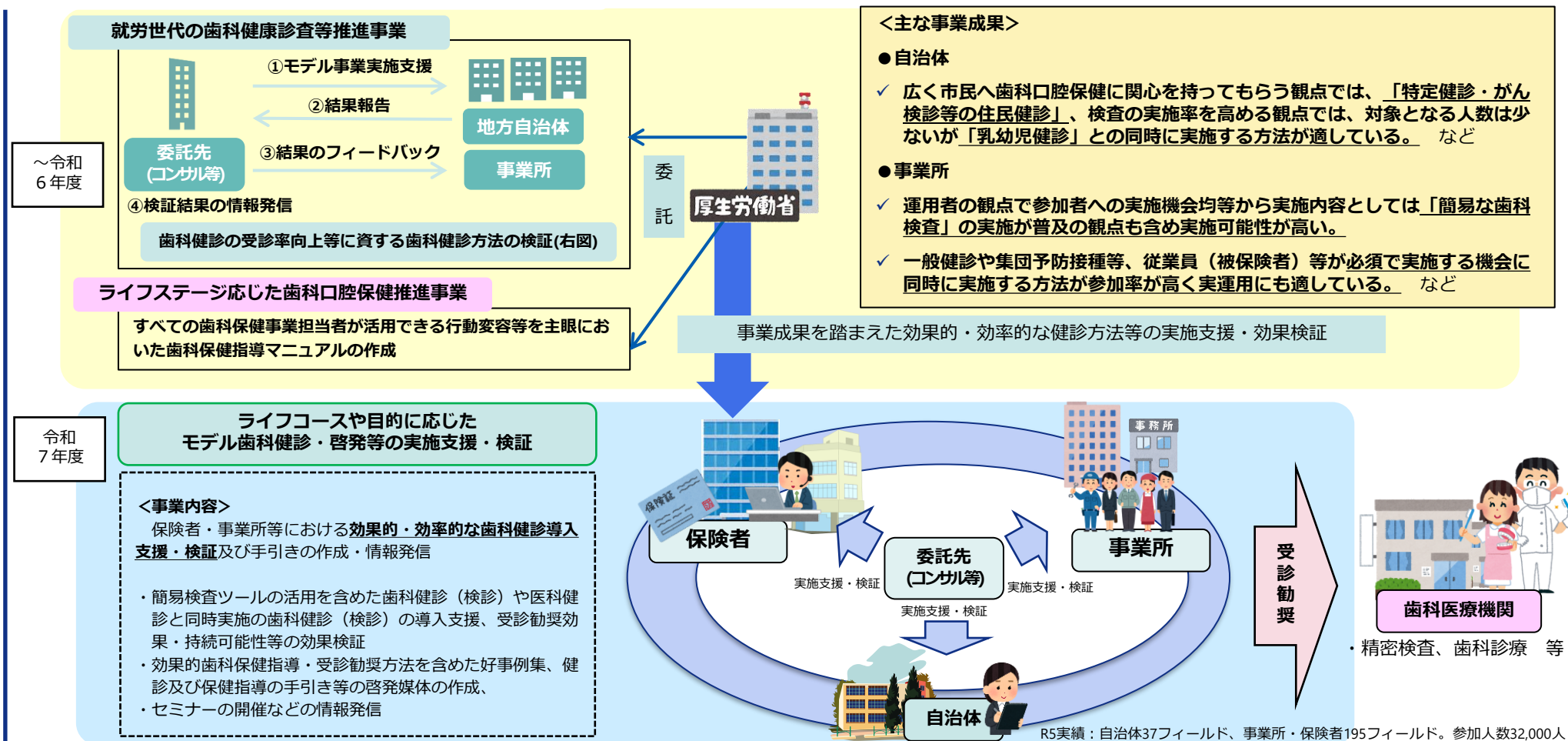
- 歯科口腔保健を取り巻く状況について
- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組等について

令和7年度当初予算案 4.3 億円（3.7 億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることに加え、「骨太の方針」において継続的に生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診に関する内容が記載されていることから、特に就労世代中心に歯科健診の健診機会の確保等に取り組んでいるところ。
- 令和7年度においては、これまでの各事業成果等を踏まえつつ、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けて集中的に環境整備に取り組むこととする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体



① 施策の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)を推進する。

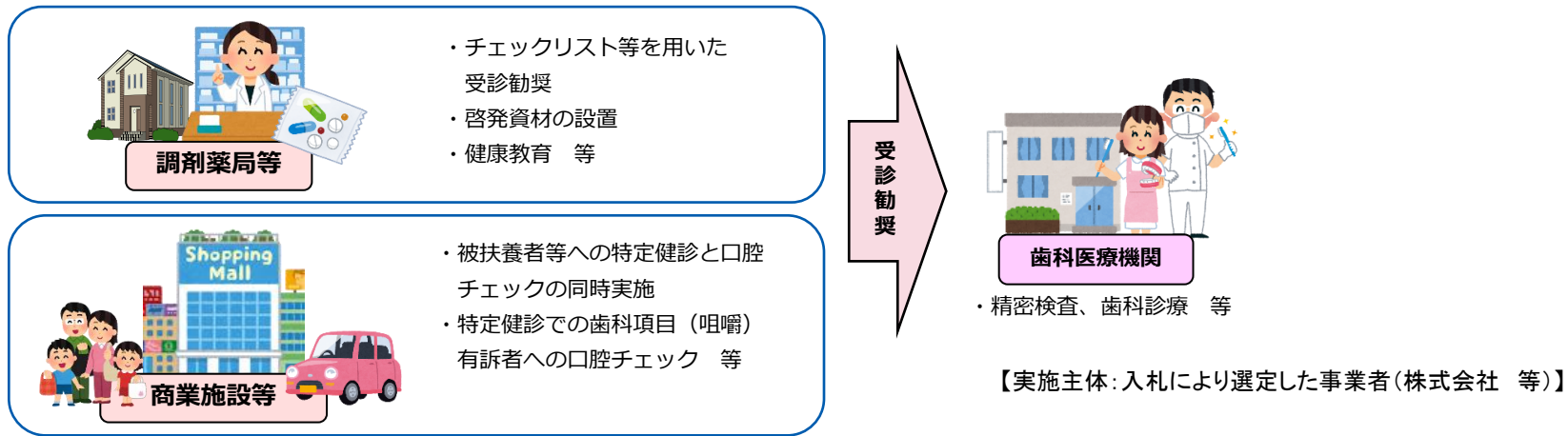
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 全世代で歯科健診をさらに推進する観点から、歯科健診未受診者等を対象に、調剤薬局における待ち時間や商業施設における特定健診等の幅広い年齢にアプローチが可能な機会を活用して、口腔のチェックによる受診勧奨等を行い、その効果について検証を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 効果的な受診勧奨方法等の検証により、自治体等の歯科保健施策の企画立案に寄与する
- 生涯を通じた歯科健診の推進を通じて、広く国民の歯・口腔の健康の保持・増進を図る

令和7年度当初予算案 13.3億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防等事業

- ① 歯科疾患予防事業
- ② 歯科健診事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

<標準事業例> 歯科健診事業（個別・集団）、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業 等

③ 歯科健診・クリーニング事業【新規】

④ 食育推進等口腔機能維持向上事業

II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業

- ① 歯科保健医療推進事業
- ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

III 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所
II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所

※旧III 歯科口腔保健推進体制強化事業（廃止）





からだの健康、お口から

お口の健康は、心身の健康と深く関係しています。

それにも関わらず、定期的に歯科健診を受けている人の割合はまだ低い水準にあります。

お口のケアや定期的な歯科健診の大切さを、様々なコンテンツを通して発信していきます。



自分に合った歯ブラシを選ぶコツ！～みがき方が選択のポイント～



「お口の健康を意識した生活」＝「全身の健康を維持する生活」



歯を白くしたい！
ホワイトニングにも歯科健診は大切



口臭を防ぎたい！
必要な日ごろのケアとは



受験当日に困らないために！
～インフルエンザと親知らず 数か月前には歯科健診を～



怖い！むし歯と歯周病
気付かぬうちに菌の侵入口に

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

令和7年度予算案 1.2億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2024」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は58.0%（R4歯科疾患実態調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で81.6%%（R4地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。



自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

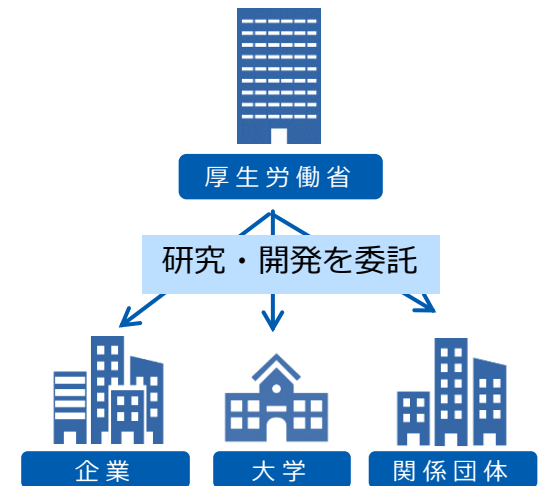
2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



実施主体 企業、大学、関係団体等：3主体程度

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

【令和5年度委託事業】

事業者名	分類	概要
栄研化学株式会社	検体検査	唾液成分から歯周病のリスク評価を行う検査キットとともに、歯周病原細菌由来成分に対する血中抗体価を測定し、歯周病の進行との関係性の評価が可能な試薬の研究・開発を行う。
アークレイ株式会社	検体検査＋システム	洗口吐出液の唾液成分を測定し、う蝕及び歯周病のリスク評価が可能なツールの研究・開発を行う。
大日本印刷株式会社	検体検査＋システム	舌ぬぐい液を用いた歯周病原因菌酵素測定試薬について、カラーマネージメント技術によるカラー補正を活用し、スマートフォンを用いてオンラインによる検査が可能なツールの研究・開発を行う。
株式会社Fiber Medicine	検体検査＋システム	唾液中に存在する歯周病ハイリスク因子の定量値に基づいた歯周病診断アルゴリズムを用いてリスク評価が可能な研究・開発を行う。
株式会社NTTドコモ	システム	「歯周病発見AI」を用いて、タブレットやスマートフォンで歯ぐきを撮影した画像から、歯周病に罹患している可能性を判定するアプリケーションの実用に向けた研究・開発を行う。

【令和6年度委託事業】

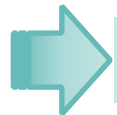
事業者名	分類	概要
アルフレッサファーマ株式会社	検体検査	既存の唾液ヘモグロビン検出試薬（体外診断用医薬品）について、集団健診での活用のための採取容器の開発を行うとともに、唾液ヘモグロビンと歯周病との関連性に関する検証等を行う。
株式会社ジーシー	検体検査＋システム	歯周組織の炎症兆候に関わる唾液中のヘモグロビンを検出する検査キットとともに、検査の実施環境等での目視判定による誤差を生じない自動比色判定装置の開発を行う。
パナソニック株式会社	システム	口腔内カメラで歯ぐきを撮影した画像から、歯周病罹患のリスクを判定するAIモデルおよびアプリケーションの開発を行う。

歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

令和7年度予算案 66百万円（66百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、**データ活用・分析が進んでいない**。
- ・ 歯科保健医療推進のため、自治体関係者が歯科保健医療関係データを活用できるよう、歯科保健医療に関する各種データや自治体の歯科保健事業の情報収集及び精査・分析を行い、歯科保健医療データブックの作成及び歯科保健医療情報提供サイトを運用。



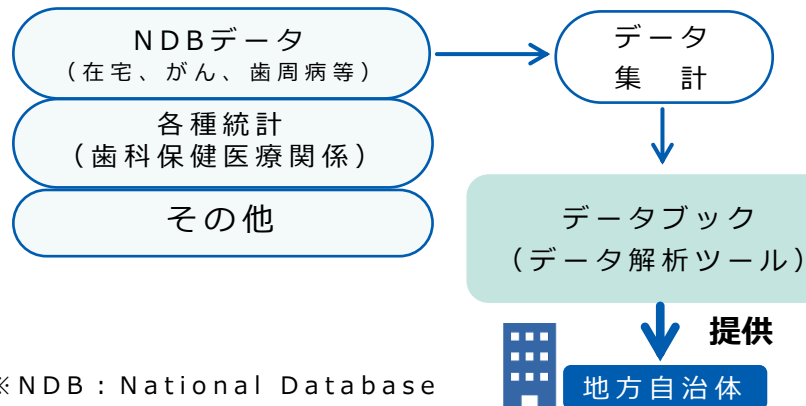
令和7年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成するとともに歯科保健医療情報提供サイトを運用

2 事業の概要・スキーム、実施主体

歯科保健医療データブックの作成

【実施主体：入札により選定した事業者（株式会社 等）】

- ・ 歯科口腔保健医療に関する施策立案に必要なデータの収集・分析
- ・ 収集データの見える化、解析ツール（データブック）の作成
→都道府県等へ送付

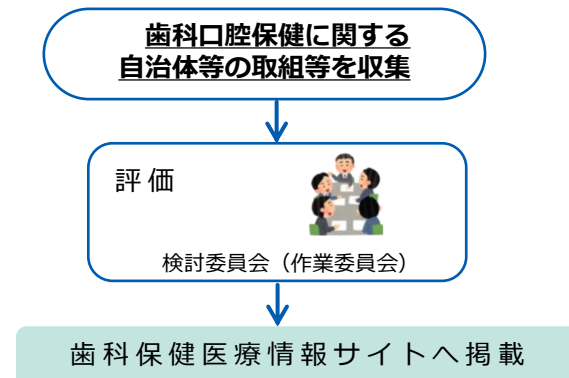


歯科保健医療情報サイトの構築・公開

【実施主体：入札により選定した事業者（株式会社 等）】

- ・ 【歯科保健医療情報サイトの運用】

掲載内容：歯科口腔保健に関する自治体事業の好事例（先進的な取組等）、自治体と大学・企業との連携取組事例、学術情報、自治体歯科口腔保健関連計画・条例、歯科保健関連統計データ等



【事業実績】・本事業で構築する情報共有サイトへのアクセス数 2年度8,934件、3年度16,359件、4年度14,798件、5年度20,177件

歯科保健医療情報サイトのご案内

歯科保健医療情報サイト

<https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>

が開設されました！

歯・口腔の
健康づくりに
関わる皆様

歯科保健医療情報サイト

自治体取組事例

市民・青少年事例

歯科保健統計

厚生労働省歯科口腔
保健関係情報

大学・企業/
産業歯科保健事例

学術情報

啓発教材・マニュアル

自治体歯科口腔保健
関係計画・条例

その他



効果的な取組事例

取組事例の中で、特に効果的な事例を紹介！！



歯科保健医療情報サイト

お知らせ

2024/04/01

歯科保健医療情報サイトオープンのお知らせ

歯科保健医療情報サイトをオープンいたしました。

なお、画面の表示位置、ボタン表示が隠れる、「…」表示される場合には、ブラウザのキャッシュ情報が残っているか、画面のズームが100%でない場合がございます。

大変お手数ですが、表示中のブラウザ設定で「ズーム表示100%」かのご確認と

自治体取組事例



令和2年度より、全国の各都道府県・市区町村、令和6年度より、後期高齢者医療広域連合より歯科保健事業の事例をご提出いただいております。本サイトに掲載している自治

歯科保健統計データ



国（e-Stat）や自治体の歯科保健医療に関する統計データです。

事例の詳細の
閲覧が可能



Pick up!

好事例掲載

企画立案に
ご活用ください



Pick up!

フッ化物洗口普及支援事業（2012年度までは、フッ化物洗口普及事業）

PDFファイルダウンロード

自治体取組事例

目的

子どもたちが、保育園・幼稚園から小学校までの期間を通じてフッ化物洗口を継続できるよう、フッ化物洗口普及活動・学校を増加させること。

内容

- 自治体職員や歯科医師が、自治体歯科医師会や歯科医師会から、導入に向けた具体的な支援を受ける。
- 自治体職員や歯科医師が、自治体歯科医師会や歯科医師会から、必要に応じて自治体職員や歯科医師の育成や研修を受ける。
- フッ化物洗口を継続して導入する自治体に対して、研修で使用する教材を提供するなど、継続利用の促進を図る。
- フッ化物洗口普及活動中の自治体に対して、実地研修を実施し、必要に応じて助言等を行い、実施支援を支援する。

事例詳細を見る

PDF
ダウンロード
も可

事例は、他の自治体の参考に
例としての提供を依頼し、自
り提出があった事例を掲載し
ず。
ードや条件で検索してご利用
い。

Point
2

国(e-Stat)や自治体の歯科保健医療に関する
統計データへアクセス可能

統計
データ



・歯科統計調査（1歳から9歳）の調査結果【平成24～令和3年度地域保健・健康増進事
業報告（地域保健編）】



自治体取組事例（1歳から9歳）の調査結果【平成24～令和3年度地域保健・健康増進事
業報告（地域保健編）】



歯科保健医療情報サイト

[お問い合わせ]令和6年度 歯科保健医療情報サイト事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部



歯周疾患検診の対象年齢拡大

令和6年度当初予算額 健康増進事業の内数

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要。
- なお、昨年度に公表された「骨太の方針2022」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について初めて記載され、今年度の「骨太の方針2023」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」と記載されたことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて更に取組みを進めていく必要がある。
- 上記のことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて制度面に対応していく必要がある。

2 事業の概要

＜現行の歯科健診（検診）制度＞

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
(根拠法)	乳幼児歯科健診 (母子保健法) (※下線部は実施主体が義務を負う)	学校歯科健診 (学校保健安全法)	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診 (健康増進法)	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)

課題

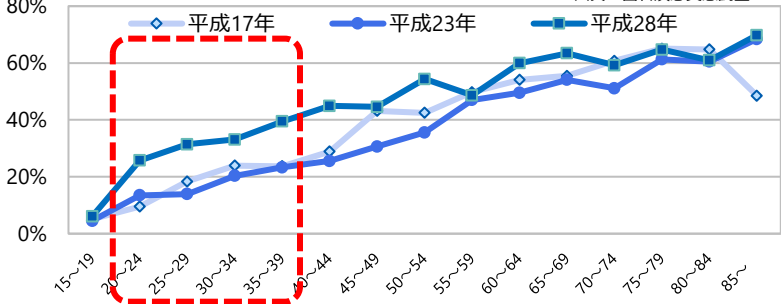
- ◆ 20～30代については原則、歯科健診制度の対象となっていない
- ◆ 近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向

対応

生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて
歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加

【進行した歯周病のある者の割合】

出典：歯科疾患実態調査



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：保健所設置市・特別区・市町村
- ◆ 補助率：1 / 3

歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標 一覧

：「健康日本21（第三次）」と重複するもの

目 標	指 標	目 標 値
第1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小		
一 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成		
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）	5%
第2. 歯科疾患の予防		
一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合（再掲）	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数（再掲）	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合（年齢調整値）	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合（年齢調整値）	5%
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成		
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合（年齢調整値）	40%
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%
第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上		
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成		
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合（年齢調整値）	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%
第4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健		
一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進		
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備		
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備		
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%
二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備		
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進		
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare